田原市都市緑化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、住民、団体及び事業者（以下「住民団体等」という。）が行う民有地の緑化及び住民参加で実施する緑化活動の経費に対し、予算の範囲内において田原市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱（昭和５６年４月１日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　緑化施設　植栽その他の緑化のための施設及び敷地内で保全された樹木並びに芝その他の地被植物並びにこれらに附属して設けられている園路、土留その他の施設をいう。

(2)　緑化面積　敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和４９年建設省令第１号）第９条第１号並びに第２号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。

(3)　既存集落　半径３００メートルの円に１００戸以上の建築物があるもの又は５０戸以上の建築物が連たんしている箇所をいう。なお、「建築物が連たん」は、建築面積３０平方メートル以上の建築物が、その敷地間の距離が５５メートル以内にある状態を指す。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げる事業とする。

(1) 緑の街並み推進事業　市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で、民有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業、並びに民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を行う民有樹林地活用型事業で次の要件を満たすもの

ア　緑化面積が５０平方メートル以上（既存民有樹林地の対象規模は２００平方メートル以上。生垣については、延長１５メートル以上）であること（生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。）。

イ　緑化施設評価表（別表第１）に定める基準を満たすものであること。

ウ　緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと

エ　設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの取決めがなされている場合は、この限りではない。

オ　申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

カ　プランターその他移動可能なものを使用しないこと。

(2) 住民参加緑づくり事業　住民団体等が市内の公有地において住民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動又は体験学習を実施する事業で、次の要件を満たすもの

ア　参加者が延べ５０人以上であること。

イ　営利を主たる目的としないこと。

ウ　宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ　授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、それらの額が社会通念上低廉であること。

オ　事業を実施する住民団体等（以下この項において「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

カ　事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ　事業実施団体の規約、会則等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

ク　事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。

ケ　事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

２　前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における事業、国又は県が交付する他の補助制度による助成を受ける事業は、補助対象事業としない。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、前条第１項に規定する事業を行う者で、市税の滞納をしていないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は当該暴力団と密接な関係を有する者については、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費及び補助金額）

第５条　補助対象経費及び交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、補助金額の算定に当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　別表第２に定める補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができるものとする。

(1) 個人事業者でない個人

(2) 消費税法における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第３に掲げる法人

(6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者

(7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（交付申請）

第６条　申請者は、補助対象事業に着手する前に、田原市都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 事業場所の位置図

(3) 事業内容を表す図面、着手前写真等

(4) 事業に要する経費の見積書

(5) 敷地等の所有者の承諾書

(6) 公有地の管理者の承諾書

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

２　市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定に条件を付することができる。

３　市長は、交付決定をしたときは、田原市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第８条　交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、田原市都市緑化推進事業補助金変更申請書（様式第４号）に事業の変更内容がわかる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第９条　市長は、前条に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定の変更を決定するものとする。ただし、補助金額は、第７条第１項の規定により決定した額を上限とする。

２　市長は、前項の規定により変更を決定したときは、田原市都市緑化推進事業補助金変更決定通知書（様式第５号）により補助事業者に通

知するものとする。

（補助事業の廃止）

第１０条　補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、田原市都市緑化推進事業廃止届（様式第６号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後３０日以内又は当該年度の３月２０日のいずれか早い日までに、田原市都市緑化推進事業補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第８号）

(2) 事業に係る図面（平面図、緑化構造図等）

(3) 事業着手前及び事業完了後の写真

(4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１２条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金額を確定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金額を確定したときは、田原市都市緑化推進事業補助金額確定通知書（様式第９号）を補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第１３条　前条第２項に規定する確定通知書を受けた者は、速やかに

田原市都市緑化推進事業補助金請求書（様式第１０号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第１４条　市長は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（表示板の設置）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板（様式第１１号）を事業施工箇所に設置しなければならない。

（緑化施設の維持管理）

第１６条　補助事業者は、事業完了後適正な緑化施設の維持管理に努めなければならない。

（財産処分の制限）

第１７条　補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

（雑則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この要綱は、愛知県によるあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく緑の街並み推進事業実施期間の終了日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和２年１月２４日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２は、この要綱の施行の日以後に申請があったものについて適用する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

緑化施設評価表

緑化事業	基　　準	要　　件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のいずれかを満たすこと。	・道路から眺望できること。 ・不特定の人が立ち入って見ることができること。 ・管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。
民有樹林地活用	右記要件のいずれかを満たすこと。	・常時一般の人が立ち入ることができること。 ・求めに応じ一般の人が立ち入ることができること。 ・時間を限って一般の人が立ち入ることができること。
生垣設置	右記要件の全てを満たすこと。	・道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が生垣設置延長全体の３０％以上であること。 ・幅員４m未満の公衆道路には、道路中心線から２m以上離した敷地側の場所であること。 ・延長１ｍ当たり２本以上植樹すること。 ・樹木の高さが宅地面から９０㎝以上であること。

備考　工業立地法（昭和３４年法律第２４号）において緑化率の規制があるときは、同法に定められた緑化率を２%以上上回ること。

別表第２（第５条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金額
緑の街並み推進事業	１　緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設、園路整備及び生垣設置に係る工事費用並びに第１５条の表示板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が２年を見込めないものは除く。 ２　民有樹林地活用型事業 工事費用のうち、園路整備、柵、ベンチ、自然解説板及び案内板に係る工事費用並びに第１５条の表示板の設置に係る費用。	１　補助金額は、補助対象経費の２分の１の額とし、次の条件の範囲内とする。 (1)　屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に１㎡当たり３万円を乗じて得た額 (2)　空地緑化は、緑化面積に１㎡当たり１万５千円を乗じて得た額 (3)　駐車場緑化は、緑化面積に１㎡当たり２万円を乗じて得た額 (4)　生垣設置は、生垣の延長に１ｍ当たり５千円を乗じて得た額 (5)　民有樹林地活用型事業は、工事対象面積に１㎡当たり１万円を乗じて得た額 ２　補助金額は、５００万円を上限とし、１０万円未満（ただし、生垣設置については３万円未満）の場合は、交付しない。
住民参加緑づくり事業	工事費、役務費、委託料、報償費、旅費、使用料、需用費等。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要ないと認める経費は、対象としない。	補助対象経費に要した額。ただし、補助金額は、３００万円を上限とし、１０万円未満の場合は、交付しない。

備考　１　住民参加緑づくり事業の工事費については、工事の完遂に当たり高度な専門知識、技能又は資格を必要とすること、危険な作業を伴うこと等により、一般住民による施工が困難なものを対象とする。

２　役務費については、工事費と同様に一般住民によることが困難なものを対象とする。

３　委託料については、工事費と同様に一般住民によることが困難なものを対象とする。

様式第１－１号（第6条関係）

年 月 日

田原市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

田原市都市緑化推進事業補助金交付申請書

年度において、下記事業を実施したいので、田原市都市緑化推進事業補助金の交付を申請します。

記

１ 事業 の名 称
２ 事業実施場所
３ 補助対象事業費 金 円
４ 補助金交付申請額 金 円
５ 事業予定期間 着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日
６ 緑化施設の管理予定者（申請者と管理予定者が異なる場合）
住 所
氏 名
７ 緑化施設を設置する敷地等の所有者（申請者と敷地等の所有者が異なる場合）
住 所
氏 名
８ 添付書類
(1) 事業計画書（様式第１－２号）（住民参加の緑づくり事業の場合、様式は任意）
(2) 事業場所の位置図
(3) 事業内容を表す図面、着手前写真（事業場所全体が分かるもの）等
(4) 事業に要する経費の見積書
(5) 敷地等の所有者の承諾書
（申請者と敷地等の所有者が異なる場合及びマンション等の管理組合がある場合）
(6) 公有地の管理者の承諾書

様式第1－2号(第6条関係)

事業計画書

<table>
<tr><td colspan="2">申請者名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業予定期間</td><td colspan="6">年　月　日～　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">事業費
※別紙数量計算書(様式任意)による。</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">財源
内訳</td><td>補助金交付申請額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>申請者負担額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">土地利用状況
※該当する箇所に○印をつける。</td><td></td><td>住居系の用途地域</td><td></td><td>商業系の用途地域</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>工業系の用途地域</td><td></td><td>市街化区域に隣接した市街化調整区域</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>DID区域</td><td></td><td>既存集落</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">その他(　)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">優良基準</td><td rowspan="3">屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化
※該当基準に○印をつける。</td><td></td><td colspan="5">道路から眺望できる。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">不特定の人が立ち入って見ることができる。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生垣設置
※該当基準に○印をつける。</td><td></td><td colspan="5">道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が3m以上である。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">延長1m当たり2本以上植樹する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積</td><td colspan="6">m2 ①</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上緑化面積(うち中高木)</td><td colspan="6">m2 (　m2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面緑化面積(うち中高木)</td><td colspan="6">m2 (　m2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">空地緑化面積(うち中高木)</td><td colspan="6">m2 (　m2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場緑化面積(うち中高木)</td><td colspan="6">m2 (　m2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">緑化面積計(うち中高木)</td><td colspan="6">m2 ② (　m2) ③</td></tr>
<tr><td colspan="2">緑化率</td><td colspan="6">% ②／①</td></tr>
<tr><td colspan="2">高木植栽率</td><td colspan="6">% ③／②</td></tr>
<tr><td rowspan="6">樹

種</td><td rowspan="6">高木、中木、低木

(樹種名・本数・m2)</td><td>樹種名</td><td>本</td><td>m2</td><td>樹種名</td><td>本</td><td>m2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第6－1号(第11条関係)

年 月 日

田原市長 殿

住 所
氏 名 ㊞
電話番号

田原市都市緑化推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました次の事業は、

年 月 日完了しました。

事 業 の 名 称			
事 業 実 施 場 所			
総 事 業 費	補助対象事業費	補助対象外経費	交 付 決 定 額
円	円	円	円

1 確定を受けようとする交付対象事業の内容

2 添付書類

(1) 事業報告書(様式第6－2号)
(2) 事業に係る図面(平面図、緑化構造図等)
(3) 事業着手前及び事業完了後の写真 (事業実施場所全体が分かるもの)
(4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの

(注) 交付決定年月日は、当初の交付決定の日を記入すること。

第6－2号様式(第11条関係)

事業報告書

申請者名							
事業の名称							
事業実施場所							
事業期間		年 月 日～ 年 月 日					
事業費 ※別紙数量計算書(任意様式)による。			財源内訳	補助金交付決定額	㊞		
				申請者負担額			
土地利用状況 ※該当する箇所に○印をつける。			住居系の用途地域		商業系の用途地域		
			工業系の用途地域		市街化区域に隣接した市街化調整区域		
			DID区域		既存集落		
			その他()				
優良基準	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化 ※該当基準に○印をつける。		道路から眺望できる。				
			不特定の人が立ち入って見ることができる。				
			管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができる。				
	生垣設置 ※該当基準に○印をつける。		道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が3m以上である。				
			延長1m当たり2本以上植樹する。				
敷地面積		m2 ①					
屋上緑化面積(うち中高木)		m2 (m2)					
壁面緑化面積(うち中高木)		m2 (m2)					
空地緑化面積(うち中高木)		m2 (m2)					
駐車場緑化面積(うち中高木)		m2 (m2)					
緑化面積計(うち中高木)		m2 ② (m2) ③					
緑化率		% ②／①					
高木植栽率		% ③／②					
樹種	高木、中木、低木 (樹種名・本数・m2)	樹種名	本	m2	樹種名	本	m2

第
記

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

田原市長 殿

住 所
氏 名
電話番号

田原市都市緑化推進事業補助金請求書

年 月 日付け　　号で額の確定通知のあった田原市都市緑化事業補助金を請求します。

1 補助金請求額

金 額									円

2 支払方法

振込	金融機関名	銀 行　　店 信用金庫 農業協同組合　　所								
	預金種別	1普 通 2当 座	口座番号							
	(フリガナ) 口座名義人									

3 事業の名称

4 事業実施場所

様式第9号（第14条関係）

あいち森と緑づくり税を財源とする「○○○○事業」により、○○○○を行いました。

年　月

申請者

備考　１　大きさは、日本工業規格Ａ４以上とする。

２　材質は、対候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものとする。